

第6回 地方消費税に関する検討会

議事次第

〔平成29年10月25日(水)
13:00～14:30
合同庁舎2号館7階 省議室〕

1 開会

2 議題

論点の整理

3 閉会

配布資料

(資料1) 論点整理

(資料2) 報告書骨子

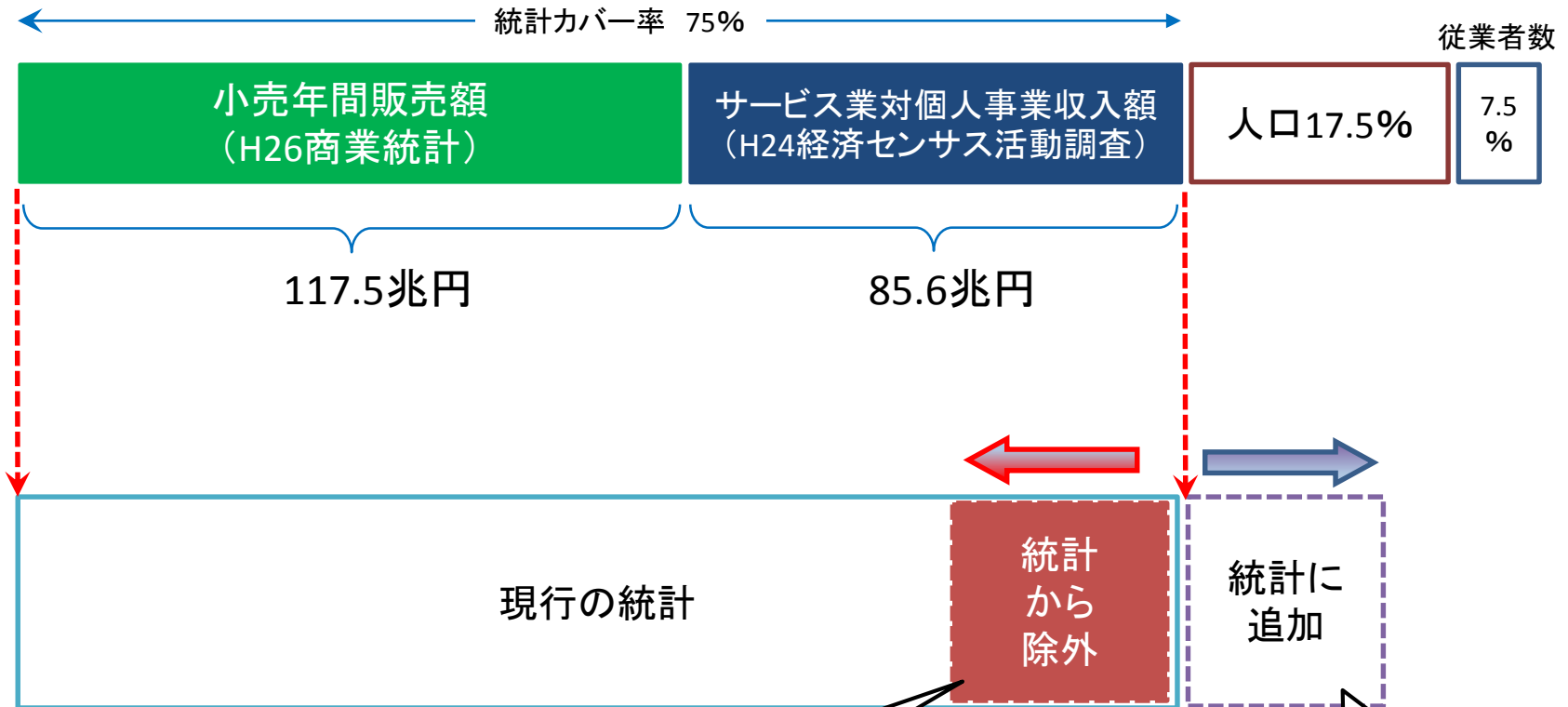
論点整理

平成29年10月25日

統計の利用方法の見直し

統計の利用方法の見直し（視点）

現行の清算基準



<視点2>
清算基準に用いられている統計のうち、最終消費を表すものとして使用することが適当でないと考えられるものがないかどうか

<視点1>
地方消費税の課税対象でありながら、清算基準に用いられていない「最終消費を表すデータ」が活用できるかどうか

<視点 1 > 「統計への追加」の検討

地方消費税の課税対象でありながら、清算基準に用いられていない「最終消費を表すデータ」が活用できるかどうか

現在の統計データの捕捉状況について

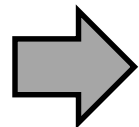
(単位: 兆円)

		A	B	C	D	E	F	G		H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R		S		
日本標準産業分類		農業、林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業	情報サービス業、インターネット付随サービス業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	学校教育	その他の教育、学習支援業	医療、福祉	郵便局	協同組合	政治・経済・文化団体、宗教	左以外のサービス業	公務
センサス活動調査	売上規模 (個人以外も含む)	3.1	0.5	0.4	75.6	300	21.7	46.6		51.5	479	114	32.9	24.7	17.8	35.8	10.2	2.7	58.6	4.46		6.1	27	—
	対個人事業 収入額 【現行】							○ (※)			○		○	○	○	○		○	○				○	

【出典】統計局HP等を基に自治税務局作成

↑
 現行の清算基準においては
 商業統計のデータを使用

- 現在清算基準で使用しているもの
- 対個人事業収入額が未把握のもの
- (※) H27年度改正により除外



現在統計データで捕捉されていない業種についてどう対応するか(黄色部分)

現在利用していない統計データの検討

(単位:兆円)

		A	B	C	D	E	F	G		H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R		S		
日本標準産業分類		農業、林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業	情報サービス業、インターネット付随サービス業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	学校教育	その他の教育、学習支援業	医療、福祉	郵便局	協同組合	政治・経済・文化団体、宗教	左以外のサービス業	公務
センサス活動調査	売上規模 (個人以外も含む)	3.1	0.5	0.4	75.6	300	21.7	46.6		51.5	479	114	32.9	24.7	17.8	35.8	10.2	2.7	58.6	4.46		6.1	27	—
	対個人事業収入額【現行】				★		★	★	○ 除外済み		○		○	○	○	○		○	○				○	

対個人事業収入の額は限定的と考えられる

清算基準として、各都道府県別に利用できる統計データが見当たらない

対個人事業収入の額は限定的と考えられる

清算基準として、各都道府県別に利用できる統計データを検討

現在利用していない統計データの検討

業 種	業界団体や所管省庁の統計
D 建設業	建築着工統計調査(国土交通省) : 都道府県別・建築主別の建築工事費予定額などのデータ
F 電気業等 (電気・ガス)	エネルギー消費統計調査(経済産業省資源エネルギー庁) : 都道府県別の対家庭部門の電力消費量などのデータ
G 情報通信業	NTTやNHKの公表資料 : 都道府県別の契約数のデータ

【出典】国土交通省資料等を基に自治税務局作成

- これらについては、統計上、全国ベースの対個人売上額かつ都道府県別の対個人売上額が把握されていないため、清算基準としては活用できない。

<視点2> 「統計からの除外」の検討

清算基準に用いられている統計のうち、最終消費を表すものとして使用することが適当でないと考えられるものがないかどうか

- ① 商業統計に関する検討
- ② 経済センサス活動調査に関する検討

視点 A 統計の計上地が最終消費地とズレている

地方消費税の清算基準に用いるべき消費に相当する額は、最終消費地における消費額とするべきであり、統計の計上地と最終消費地のズレが相当程度発生しているものは、見直しが必要ではないか。

視点 B 非課税取引等に関するものが含まれている

非課税取引等については、地方消費税の清算基準に用いるべき消費に相当する額は、課税仕入額（中間投入額）とするべきであり、消費税の非課税部分が含まれているものについては、見直しが必要ではないか。

①商業統計に関する検討 視点A（商品購入における最終消費地）

『地方消費税の清算基準に関する研究会報告書』（平成20年4月）《抜粋》

4 研究会における問題意識と検討の視点

（2）『最終消費地』概念の整理と清算基準に用いる統計との関係の検証

<問題意識・検討の視点>

地方消費税において税収の帰属地は『最終消費地』とされているが、その『最終消費地』とは商品等の『購入地』を意味するものと考えらるべきであろうか。下記の例のように『購入地』と実際に商品等を使用（消費）した場所が異なる場合に、税収の帰属先としての『最終消費地』をどのように考えるべきか、すなわち消費の概念には幅があるのではないかという視点からの検討を行う。

- a A県在住の人が勤務先のB県で商品を購入し、A県に持ち帰って使用（消費）した。
- b A県在住の人がインターネットを通じて、事務所がB県に所在する店舗から商品を購入し、これをA県で使用（消費）した。
（略）

<検討>

税収を帰属させるべき『最終消費地』をどのように考えるべきかについて、国の消費税（略）を参考に検討する。

ア 国の消費税

仕向地原則において税収を帰属させるべき『最終消費地』がどこであるべきかについては、必ずしも明確な議論が行われているわけではないが、国境での調整を行う国の消費税の考え方が参考になる。

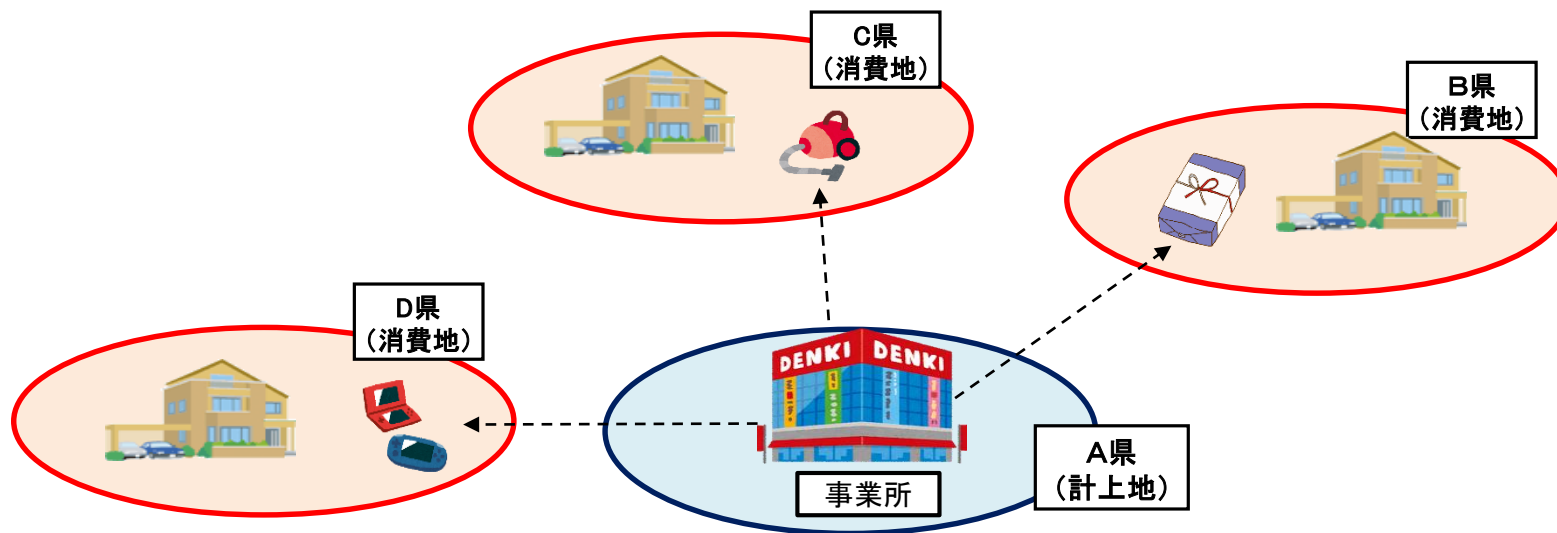
消費税法では輸出免税制度が採用されており、これは「消費税が内国消費税であり、国内において消費される物品やサービスについて負担を求める性格の税であることによるものである。」とされている。（略）

また、消費税法では、輸出ではないものの実質的には輸出と同じ結果となることから、非居住者に対する国内での資産の譲渡については、一定の要件を満たすことにより消費税を免除する「輸出物品販売場免税制度」が設けられている。いわゆるDuty Free Shopにおける買い物が免税になる制度であるが、ここでは、『購入地』（＝資産の譲渡が行われた場所）と実際の『消費地』が違うことを前提としており、実際の『消費地』を税収を帰属させるべき仕向地として取り扱っているといえる。

国の消費税の取扱（略）を踏まえると、実際の『消費地』に課税権を認めており、この考え方を地方消費税の清算基準における『最終消費地』に適用すると、<問題意識・検討の視点>で例示したa及びbの場合には、居住地において使用（消費）されており、理論的にはA県を税収を帰属させるべき『最終消費地』とすべきであるといえる。

①商業統計に関する検討 視点A
H29年度改正における見直し（通信・カタログ販売等の除外）について

平成29年度改正において、平成26年度商業統計の小売年間販売額へのデータ更新に際して、「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」は、消費者の最終消費とは異なる事業者の所在地で計上されていると考えられることから除外することとした。



視点 A 統計の計上地が最終消費地とズレている

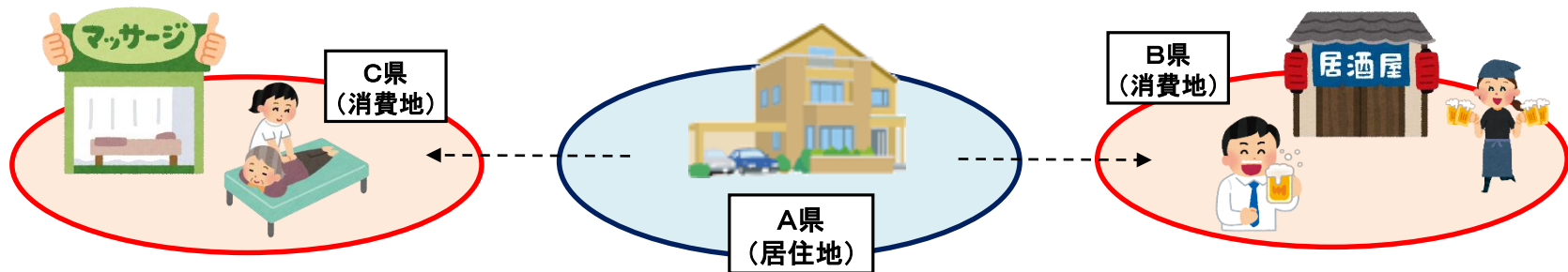
地方消費税の清算基準に用いるべき消費に相当する額は、最終消費地における消費額とするべきであり、統計の計上地と最終消費地のズレが相当程度発生しているものは、見直しが必要ではないか。

視点 B 非課税取引等に関するものが含まれている

非課税取引等については、地方消費税の清算基準に用いるべき消費に相当する額は、課税仕入額（中間投入額）とするべきであり、消費税の非課税部分が含まれているものについては、見直しが必要ではないか。

②経済センサス活動調査に関する検討 視点A（サービス業における最終消費地）

サービス業においては、原則としてサービスの供給地が最終消費地と考えられる。



<参考>

「人口については、基本的には「居住地」を示す指標であると考えられる一方、情報通信業等に係る最終消費の帰属地は、「サービスを受益する場所」であると考えられるため、人口を代替指標として用いるためには、当該業種に係る「サービスを受益する場所」が「居住地」になることを立証できれば、当該代替指標の有用性がより高まることに留意する必要がある。」

【出典】地方消費税の充実に向けた諸課題に関する研究会報告書(平成22年1月)より抜粋

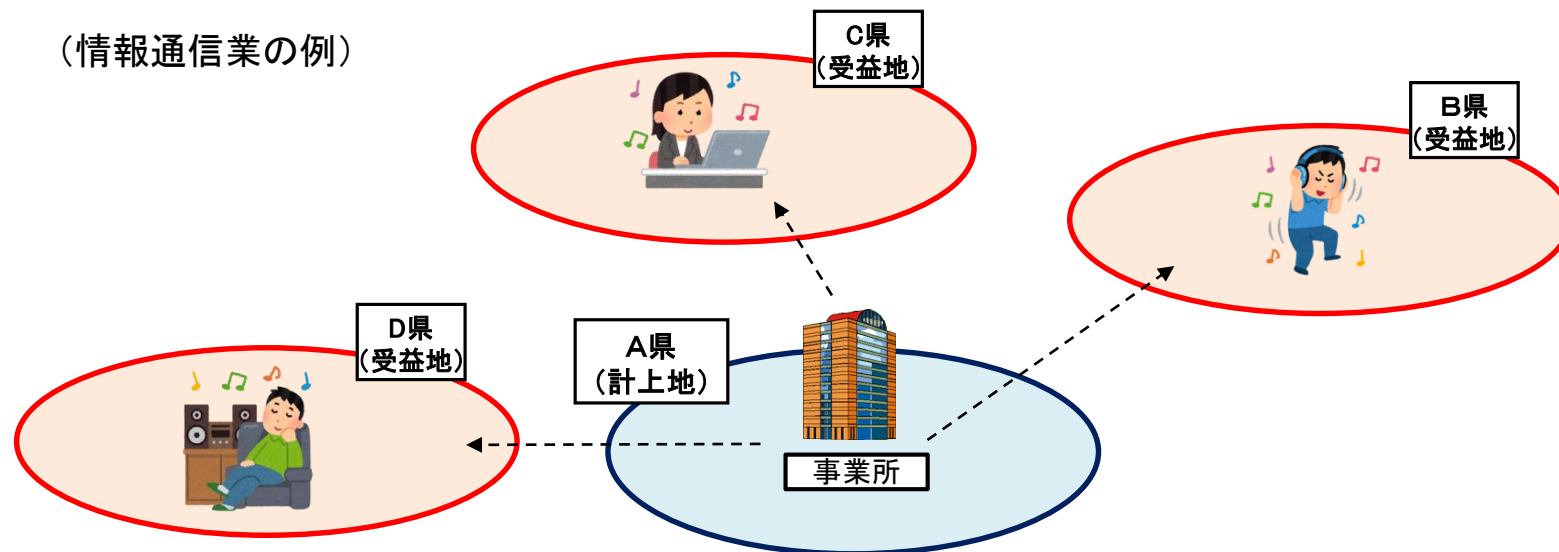
②経済センサス活動調査に関する検討 視点A
H27年度改正における見直し（情報通信業等の除外）について

第5回検討会
資料より抜粋

平成27年度改正において、「情報通信業」(0.5兆円)、「旅行業」(4.1兆円)、「競輪・競馬等の競走場、競技団」(1.7兆円)については、以下の理由により除外することとした。

- 情報通信業…インターネットで音楽や映像等を配信する業種などが含まれており、それらは事業所の所在地で計上されていると考えられるため。
- 旅行業…インターネット販売の割合が増加しており、それらが事務所の所在地で計上されていると考えられるため。
- 競輪・競馬等の競走場、競技団…売上げの大半は不課税の取引であり、かつ、それらが事業所の所在地で計上されていると考えられるため。

(情報通信業の例)



②経済センサス活動調査に関する検討 視点B
H27年度改正における見直し（不動産業の除外）について

第5回検討会
資料より抜粋

平成27年度改正において、「土地売買業」（1.9兆円）、「土地賃貸業」（0.05兆円）、「貸家業等」（3.5兆円）については、非課税取引を行う業種のうち、消費者の購入時の最終価格に、仕入れ段階の地方消費税の中間投入額が比較的反映されていないという理由により除外することとした。

○ 土地売買業

主として土地の売買（分譲を含む）を行う事業所をいう。土地を売るために土地の開発を行う事業所は本分類に含まれる。

○ 土地賃貸業

主として土地を賃貸する事業所をいう。

○ 貸家業等

主として住宅（店舗併用住宅を含む）を賃貸する事業所をいう。住宅とは、世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物及び独立して家庭生活を営むことができるように区画され設備された建物の一部をいう。

※土地の譲渡及び貸付け、住宅の貸付けは原則非課税取引とされている。

統計データのカバー率 及び
統計カバー外の代替指標

○ 基本的な考え方

- ・ 地方消費税の創設以降、統計データの更新や除外等を行ってきたが、統計カバー率（75%）は変更していない。
- ・ 今回の統計の利用方法の見直しについては、制度創設以来の抜本的な見直しであることから、統計カバー率の再検討が必要ではないか。

創設時の清算基準

清算基準の割合	ウェイト	ウェイト（現行）
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本調査）」の合算額	6 / 8 (75%)	30 / 40 (75%)
「人口（国勢調査）」	1 / 8 (12.5%)	7 / 40 (17.5%)
「従業者数（経済センサス基礎調査）」 ※平成23年5月の清算までは「事業所・企業統計調査」	1 / 8 (12.5%)	3 / 40 (7.5%)

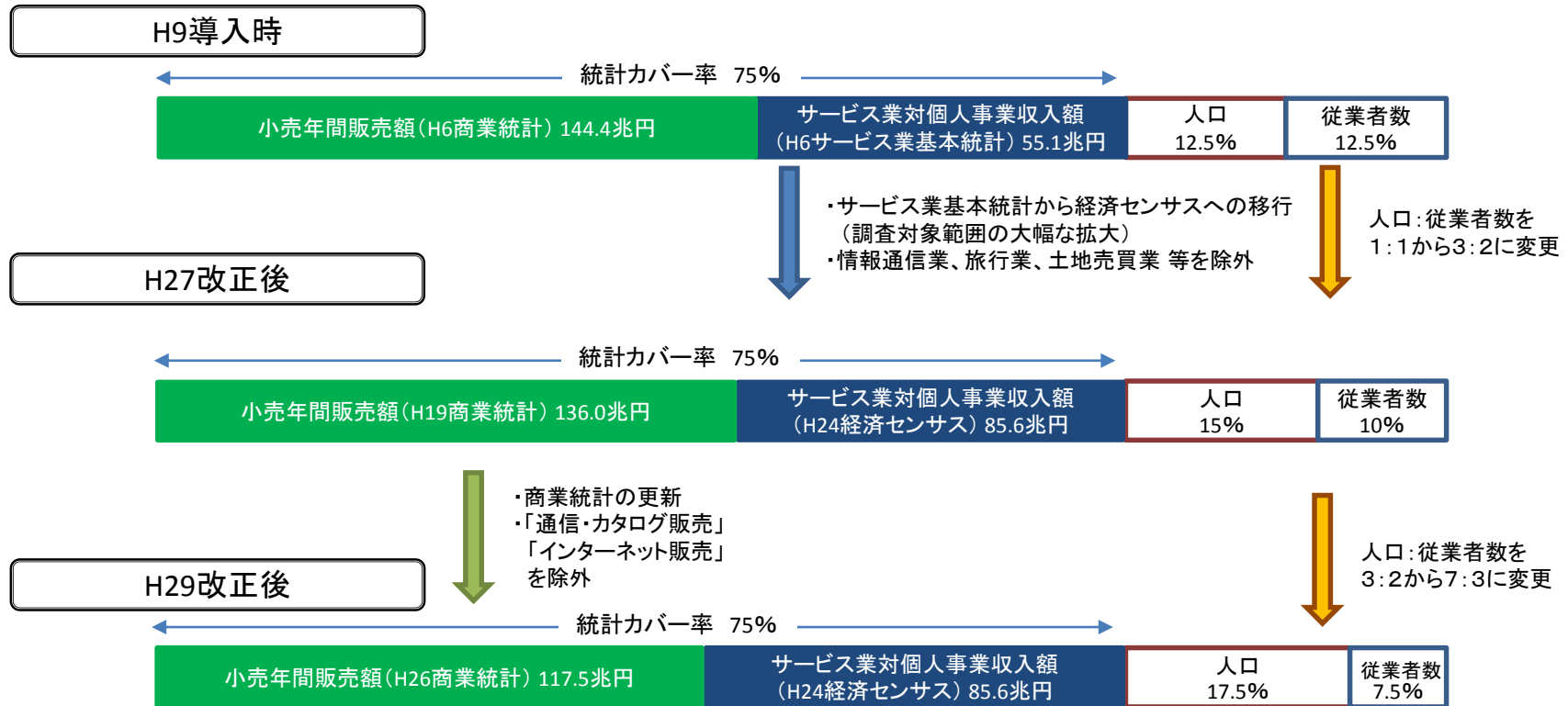
創設時の考え方

清算基準に係る 6 / 8 (75%) の根拠

		国民経済計算の最終消費支出			
		↓			
商業統計 (H3調査)	143.6兆円	×	$\frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{2\text{年度 } 2,464,462\text{億円}}$	=	159.1兆円
サービス業 基本調査 (H元調査)	34.5兆円	×	$\frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{63\text{年度 } 2,182,328\text{億円}}$	=	43.2兆円
			【指定統計で把握できる消費】	計	202.3兆円
		<ul style="list-style-type: none"> 平成5年度消費税込（決算額） 7.0兆円 ① 平成6年度消費税込（補正予算） 7.2兆円 ② 中小特例 0.6兆円 ③ 			
		$(\text{①} + \text{②}) / 2 + \text{③} = 264.4\text{兆円}$		【消費税の課税ベース】	
		指定統計で把握できる消費	202.3兆円	=	76.5%
		消費税の課税ベース	264.4兆円	÷	75%

統計カバー率の推移について

第5回検討会
資料より抜粋



- ・ 地方消費税制度の創設以降、統計データの更新や除外等を行ってきたが、統計カバー率(75%)は変更していないところ。
- ・ 今回の統計データの利用方法の見直しについては、制度創設以来の抜本的見直しであることから、統計カバー率の再検討が必要ではないか。

統計カバー外の代替指標の検討

消費税の課税ベース（295兆円）

〔統計の利用方法の見直し〕

現行の統計

統計
から
除外



見直し後の統計

統計のカバー外

- ・次頁の黄色部分（建設業、電気ガス等）
- ・除外済みのデータ

見直し後の統計カバー率 $\alpha\%$

$(100-\alpha)\%$

この部分に対応するために
適切な代替指標を検討

統計のカバー外にあると考えられるもの

(単位:兆円)

		A	B	C	D	E	F	G		H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q		R		S	
日本標準産業分類		農業、林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業	情報サービス業、インターネット付随サービス業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	学校教育	医療、福祉	郵便局	協同組合	政治・経済・文化団体、宗教	左以外のサービス業	公務	
センサス活動調査	売上規模 (個人以外も含む)	3.1	0.5	0.4	75.6	300	21.7	46.6		51.5	479	114	32.9	24.7	17.8	35.8	10.2	2.7	58.6	4.46		6.1	27	—
	対個人事業 収入額 【現行】							○ (※)			○		○	○	○	○		○	○			○		

現在清算基準で使用しているもの
 対個人事業収入額が未把握のもの
 (※) H27年度改正により除外

既に除外済みのデータ

【H27改正で除外済】

- ・「情報通信業」(0.5兆円)
- ・「旅行業」(4.1兆円)

- (非課税・不課税取引であるもの)
- ・「土地売買業」(1.9兆円)
- ・「土地賃貸業」(0.05兆円)
- ・「貸家業、貸間業」(3.5兆円)
- ・「社会保険事業団体」(3.6兆円)
- ・「競輪・競馬等の競走馬、競技団」(1.7兆円)

【H29改正で除外済】

- ・「通信・カタログ販売」「インターネット販売」
(計5.7兆円)

サービス業に係る統計調査対象の拡大

第5回検討会
資料より抜粋

[新規追加業種]

- ……産業小分類
- ・ ……産業細分類

H16サービス業基本調査において、新たに飲食サービスが調査対象となり、さらに、現在採用しているH24経済センサス活動調査から全数調査となっている。

H24 経済センサス活動調査
(H24調査、H26公表)
約101兆円

- 建物売買業、土地売買業(4.87兆円)
・建物売買業(2.36兆円)
・土地売買業(1.93兆円)等
- 不動産代理業・仲介業(1.54兆円)
・不動産代理業・仲介業(1.54兆円)

H16 サービス業基本調査
(H16調査、H17公表)
約75兆円

H 情報通信(0.005兆円)
L 不動産業(4.5兆円)
M <u>飲食店・宿泊業</u> (18.4兆円)
70 一般飲食店
72 宿泊業
N 医療・福祉(1.3兆円) (病院、一般診療所等除く)
O 教育・学習支援業(3.9兆円)
Q サービス業 (他に分類されないもの) (47.2兆円)
80 専門サービス
81 学術・開発研究機関
82 洗濯・理容・美容・浴場業
83 その他の生活関連サービス業
84 娯楽業
85 廃棄物処理業
86 自動車整備業
87 機械等修理業
88 物品賃貸業
89 広告業
90 その他の事業サービス業
91 政治・経済・文化団体
92 宗教
93 その他のサービス業

病院等
が追加

H6 サービス業基本調査
(H6調査、H8公表)
約55兆円

L サービス業(55.1兆円)
72 洗濯・理容・浴場業
73 駐車場業
74 その他の生活関連サービス業
75 旅館、その他の宿泊所
76 娯楽業
77 自動車整備業
78 機械・家具等修理業
79 物品賃貸業
80 映画・ビデオ制作業
81 放送業
82 情報サービス・調査業
83 広告業
84 専門サービス業
86 その他の事業サービス業
87 廃棄物処理業

G 情報通信業(0.5兆円) ※27改正で全て除外
K 不動産業、物品賃貸業 (13.3兆円) ※27改正で「土地売買業」、 「土地賃貸業」、「貸家業、貸間業」 (計5.5兆円)を除外
L 学術研究、専門・技術サービス業(1.6兆円)
M 宿泊業、飲食サービス業 (14.7兆円)
N 生活関連サービス業、 娯楽業 (32.0兆円)
※27改正で 「旅行業」(4.1兆円)、 「競輪・競馬等の競走場、 競技団」(1.7兆円)を除外
O 教育・学習支援業(2.2兆円)
R サービス業(他に分類されないもの)(2.1兆円)
P <u>医療・福祉</u> (34.7兆円) ※27改正で 「社会保険事業団体」 (3.6兆円)を除外

- ソフトウェア業(0.24兆円)
・委託開発ソフトウェア業(0.17兆円)
・組み込みソフトウェア業(0.004兆円)
・パッケージソフトウェア業(0.04兆円)
・ゲームソフトウェア業(0.02兆円)
・ソフトウェア業内格付不能(0.01兆円)
- 情報処理・提供サービス業(0.04兆円)
・情報処理サービス業(0.02兆円)
・情報提供サービス業(0.01兆円)等
- インターネット附随サービス業(0.24兆円)
・ポータルサイト・サーバ運営業(0.06兆円)
・アプリケーション・サービス・コンテンツ・
プロバイダ(0.07兆円)
・インターネット利用サポート業(0.1兆円)等
- 酒場、ビヤホール(1.61兆円)
・酒場、ビヤホール(1.61兆円)
- バー、キャバレー、ナイトクラブ(0.51兆円)
・バー、キャバレー、ナイトクラブ(0.51兆円)
- 持ち帰り飲食サービス業(0.26兆円)
・持ち帰り飲食サービス業(0.26兆円)
- 配達飲食サービス業(0.53兆円)
・配達飲食サービス業(0.53兆円)
- 病院(15.22兆円)
・一般病院(13.77兆円)
・精神科病院(1.45兆円)
・病院内格付不能(0兆円)
- 一般診療所(7.36兆円)
・有床診療所(1.69兆円)
・無床診療所(5.67兆円)
・一般診療所内格付不能(0.002兆円)
- 歯科診療所(2.35兆円)
・歯科診療所(2.35兆円)

(地方消費税創設当時)

(現在)

○ 清算基準の現状（意義と役割）

- ・ 地方消費税の清算制度は、仕向地原則に基づき、最終消費地と税収の帰属地を一致させるためのマクロ清算システム
- ・ この清算制度により、地方消費税が地方独自の多段階型の消費課税として確立している

○ 今回の見直しの背景

- ・ 制度導入から 20 年を経る中で、サービス産業化の進展、インターネット取引など小売の販売形態の変化といった社会経済情勢が変化
- ・ 経済センサスの創設など統計の調査方法の変化
- ・ 地方財政における地方消費税収の重要性が高まっていること等を踏まえ、将来的に安定的に持続する制度の根幹の議論が必要

○ 見直しに当たっての基本的な考え方

- ・ 清算基準に求められる客観性、安定性等を踏まえれば、指摘される課題への対応を行いながら、今回の見直しについては、これまで用いてきた供給側統計を基本として行うべき
- ・ 将来的に、需要側統計のサンプル規模拡大や県民経済計算や都道府県別の産業連関表の全国統一的な作成といった統計の見直しが行われた場合には、これに対応した清算基準の在り方も検討すべき
- ・ 商業統計のサンプル調査化等の動向に対しては、統計のユーザーとして適切な対応を求めるべき

○ 統計データの利用方法

- ・ 地方消費税の課税対象でありながら、清算基準に用いられていない「最終消費を表すデータ」が活用できるかどうか
- ・ 清算基準に用いられている統計のうち、最終消費を表すものとして使用することが適当でないと考えられるものがないかどうか

○ 統計データのカバー率

- ・ 今回の統計データの利用方法の見直しについては、制度創設以来の抜本の見直しであることから、統計カバー率の再検討が必要ではないか

○ 統計データのカバー外の取扱い

- ・ 最終消費を代替するものとしてどのような指標を用いるべきか

地方消費税の清算基準の見直しについて

平成29年10月25日

全国知事会地方税財政常任委員長

富山県知事 石井 隆一

1. これまでの地方消費税をめぐる経緯

- 地方消費税の創設は、国の消費税創設とともに、地方団体の悲願であったが、平成元年の消費税の創設時にはかなわず、その時には、料理飲食等消費税、電気税、ガス税などの個別間接税を整理統合して、消費譲与税という形となった。
- 平成6年度の消費税率5%への引上げ議論においては、地方消費税を何としても作ろうと地方側も相当な努力をし、最終消費地である都道府県に税収を帰属させる「清算」という仕組みが生み出され、それにより、ようやく地方の基幹税として地方消費税が誕生した。
- その後、消費税・地方消費税率を5%から10%へ引き上げるときには、地方の独自財源を増やすため努力し、引上げ5%分のうち「地方消費税」として1.2%分を確保した。
- 全国知事会としては、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域（最終消費地）と税収の最終的な帰属地を一致させるという、清算制度の趣旨を踏まえ、その見直しにあたっては、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとするとともに、商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討するよう主張してきた。

2. 本年7月の全国知事会議における議論（主な意見）

- 平成29年度与党税制改正大綱において、平成30年度税制改正で清算基準の抜本的な見直しを検討するとされたことを踏まえ、全国知事会議などでは、各県から次のような意見が提出された。
 - (1) 清算基準における現在の統計把握部分においては、中間消費が混入するなど正確な最終消費を把握できていないことから、統計からそれらのデータを除外することにより統計カバー率を下げるとともに、代替指標を「人口」に統一してその比率を引き上げるべき。
 - (2) 統計で把握できない部分を補う代替指標である「人口」の比率をことさら引き上げることは、税収と最終消費地を帰属させるという清算基準の本来の趣旨から逸脱するばかりでなく、地方の自主財源である地方消費税の譲与税化とも捉えられ、地方分権の流れに逆行する。

- (3) 料理飲食等消費税等を整理統合して地方消費税が創設された経緯や、例えば、ビジネススーツやビジネスバッグなど自宅近くで購入したものを日々県外の勤務地を中心に消費しているという実態も踏まえて、統計データや「人口」といった指標だけでは捉えることができない最終消費地を「従業者数」という代替指標が一部補足しているという要素を勘案して、「従業者数」のウェイトを一定程度確保する制度とされてきたことを踏まえれば、「従業者数」についても一定のウェイトを維持すべき。

3. 全国知事会の提案（案）

- 以上の議論を踏まえ、全国知事会では提案（案）をとりまとめた（別紙1のとおり）。

4. 清算基準の見直しに向けた基本的な考え方

- 地方消費税は、製造業者や卸売業者等により各中間段階で本店が所在する都道府県へ払い込まれる一方で、最終消費者が全額を負担していることから、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるため、より適切な清算制度を構築する必要がある。
- 清算基準においては、基本的には統計データを可能な限り活用すべきであり、そのような観点から追加すべきものがないか検証するとともに、一方で、統計データに含めるべきではないものがないかの検証が必要ではないか。なお、除外する場合には、その代替指標として「人口」の比率を高めることを基本的な考え方とすべき。
- 今回の統計データの活用方法を見直すことの結果として、統計によってカバーされる割合（カバー率）を見直すことはやむを得ないのではないか。
- なお、これらの見直しにあたっては、近年の社会経済情勢の変化等に留意しつつ、統計改革の動きも踏まえ、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとすべき。

5. 「人口」及び「従業者数」の考え方

(1) 「人口」について

- これまでも消費譲与税や地方法人特別譲与税、地方消費税市町村交付金においても、その配分基準として「人口」を用いてきたという経緯に鑑みれば、商業統計や経済センサスによって最終消費を把握できない場合には、基本的には「人口」に置き換えることが自然ではないか。

(2) 「従業者数」について

- 「従業者数」については、例えば「飲食サービス業」などその多くが勤務地の近くで消費されていると考えられるサービスは既に統計データ（経済センサス）によってかなりカバーされている実態がある。

- 一方で、「従業者数」については、
 - ・ 消費譲与税が創設された際、整理統合された税目の太宗を占める料理飲食等消費税における消費の実態に即して、「人口」と「従業者数」を譲与基準とし（【都道府県分】人口:1/4、従業者数:3/4【市町村分】人口:1/2、従業者数:1/2）、その後創設された地方消費税の「清算」という仕組みでも「従業者数」を使用してきたこと
 - ・ 従来分の地方消費税市町村交付金においても、消費に関連する指標で配分するとの考え方から、消費に関連して重要な要素となる昼間人口ベースでの取引を反映するため、「人口」だけでなく「従業者数」を配分基準としていること
 - ・ 社会保障・税一体改革で地方消費税率を引き上げる際にも、地方消費税成立に至る経緯を踏まえ、1%分は社会保障財源化せず一般財源のままとされたことなどを踏まえる必要があるのではないか。
- また、「従業者数」については、大都市とその周辺地域の問題として議論されることが多いが、例えば、北陸三県や香川県等のように住所地と勤務地がほぼ同じである一方で、企業誘致などの努力によって地域の雇用水準が高く、「従業者数」の全国シェアが「人口」よりも高くなっている県も存在する（別紙2のとおり）。そうした県から見ると、雇用環境の改善により税収が増えるという税源涵養機能は大きなインセンティブであり、努力している地域に税収が確保される現行の仕組みの意義についても必ずしも無視できないのではないか。
- 以上のことから統計カバー以外の部分の指標として「従業者数」についても引き続き用いることがバランスの取れた考え方ではないか。

- なお、安倍総理は9月25日の会見で、消費税・地方消費税率10%への引上げに伴う増収分の用途を見直し、国の借金返済に充てるとしていた分の一部を幼児教育無償化や高等教育無償化等に活用するとの方針を表明されたところであるが、地方財政の運営に支障を生じないように、国の責任において、地方の税財源を確実に確保すべきであることを申し添える。

平成30年度税財政等に関する提案（案） <抜粋>

平成29年10月 全国知事会

Ⅲ 税制抜本改革の推進等**2 「人口」を重視した地方消費税の清算基準の見直し**

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県間において清算を行っており、清算基準である「消費に相当する額」については、消費指標として「商業統計調査」に基づく「小売年間販売額」と「サービス業基本調査」（平成27年度からは「経済センサス活動調査」）に基づく「サービス業対個人事業収入額」の合計額を用い、これらにより把握できない部分については、消費代替指標として「人口」及び「従業者数」をそれぞれ同割合で用いてきたところである。

平成27年度税制改正においては最終消費地とは異なる事業所の所在地で計上されていると考えられる情報通信業等を、平成29年度税制改正においては同様の理由で通信・カタログ販売及びインターネット販売を、それぞれ清算基準に用いる数値から除外することとされた。こうした事業者の売上に関する指標である現行の統計データについて一定の見直しを行うとともに、「従業者数」の比率を引き下げ、「人口」の比率を高める見直しも行われたところである。

また、平成29年度大綱においては、「平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見も踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。」とされたところである。

平成30年度税制改正に向けて、清算基準の見直しにあたっては、料理飲食等消費税等を整理統合して地方消費税が創設されたことや社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯、近年の社会経済情勢の変化等に留意しつつ、統計改革の動きも踏まえ地方消費税に係る税収の最終的な帰属地と最終消費地を一致させることを目的として統計データの利用方法等の見直しを進め、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとするとともに、商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。

従業者数及び人口、有効求人倍率の状況

(人数:人、シェア:%)

	従業者数 (H24経済センサス基礎調査)		人口 (H27国勢調査)		A-B	有効求人倍率 (一般職業紹介状況 :H28年度平均)	
		全国シェア A		全国シェア B			全国順位
北海道	2,445,372	3.958	5,381,733	4.234	▲ 0.276	1.067	44
青森県	575,797	0.932	1,308,265	1.029	▲ 0.097	1.133	41
岩手県	595,288	0.963	1,279,594	1.007	▲ 0.044	1.314	27
宮城県	1,100,860	1.782	2,333,899	1.836	▲ 0.054	1.496	11
秋田県	465,227	0.753	1,023,119	0.805	▲ 0.052	1.212	33
山形県	530,727	0.859	1,123,891	0.884	▲ 0.025	1.350	25
福島県	873,753	1.414	1,914,039	1.506	▲ 0.092	1.430	15
茨城県	1,321,449	2.139	2,916,976	2.295	▲ 0.156	1.280	28
栃木県	931,021	1.507	1,974,255	1.553	▲ 0.046	1.219	32
群馬県	967,945	1.567	1,973,115	1.552	0.015	1.484	12
埼玉県	2,760,890	4.468	7,266,534	5.717	▲ 1.249	1.085	43
千葉県	2,281,323	3.692	6,222,666	4.896	▲ 1.204	1.168	38
東京都	9,657,306	15.630	13,515,271	10.634	4.996	2.038	1
神奈川県	3,725,924	6.030	9,126,214	7.181	▲ 1.151	1.060	46
新潟県	1,125,360	1.821	2,304,264	1.813	0.008	1.349	26
富山県	551,401	0.892	1,066,328	0.839	0.053	1.652	9
石川県	589,321	0.954	1,154,008	0.908	0.046	1.672	6
福井県	408,503	0.661	786,740	0.619	0.042	1.872	2
山梨県	400,762	0.649	834,930	0.657	▲ 0.008	1.226	31
長野県	1,020,500	1.652	2,098,804	1.651	0.001	1.461	13
岐阜県	955,767	1.547	2,031,903	1.599	▲ 0.052	1.717	3
静岡県	1,857,811	3.007	3,700,305	2.911	0.096	1.386	21
愛知県	3,984,108	6.448	7,483,128	5.888	0.560	1.663	7
三重県	876,974	1.419	1,815,865	1.429	▲ 0.010	1.446	14
滋賀県	657,735	1.064	1,412,916	1.112	▲ 0.048	1.201	34
京都府	1,242,107	2.010	2,610,353	2.054	▲ 0.044	1.354	23
大阪府	4,729,325	7.654	8,839,469	6.955	0.699	1.416	17
兵庫県	2,386,185	3.862	5,534,800	4.355	▲ 0.493	1.169	37
奈良県	486,777	0.788	1,364,316	1.073	▲ 0.285	1.177	36
和歌山県	420,219	0.680	963,579	0.758	▲ 0.078	1.184	35
鳥取県	260,664	0.422	573,441	0.451	▲ 0.029	1.414	18
島根県	329,036	0.533	694,352	0.546	▲ 0.013	1.497	10
岡山県	884,932	1.432	1,921,525	1.512	▲ 0.080	1.701	4
広島県	1,397,102	2.261	2,843,990	2.238	0.023	1.679	5
山口県	644,204	1.043	1,404,729	1.105	▲ 0.062	1.413	19
徳島県	345,609	0.559	755,733	0.595	▲ 0.036	1.351	24
香川県	481,238	0.779	976,263	0.768	0.011	1.653	8
愛媛県	627,644	1.016	1,385,262	1.090	▲ 0.074	1.417	16
高知県	322,493	0.522	728,276	0.573	▲ 0.051	1.131	42
福岡県	2,389,165	3.867	5,101,556	4.014	▲ 0.147	1.359	22
佐賀県	387,835	0.628	832,832	0.655	▲ 0.027	1.146	39
長崎県	619,313	1.002	1,377,187	1.084	▲ 0.082	1.143	40
熊本県	782,561	1.267	1,786,170	1.405	▲ 0.138	1.403	20
大分県	532,704	0.862	1,166,338	0.918	▲ 0.056	1.252	30
宮崎県	500,829	0.811	1,104,069	0.869	▲ 0.058	1.271	29
鹿児島県	747,966	1.211	1,648,177	1.297	▲ 0.086	1.061	45
沖縄県	609,821	0.987	1,433,566	1.128	▲ 0.141	1.004	47
合計	61,788,853		127,094,745				

※有効求人倍率は、月間有効求人数を月間有効求職数で除した数値であり、実数である。
(月間有効求人数・月間有効求職数は、いずれもH28年度平均の原数である)